

銚子の水道

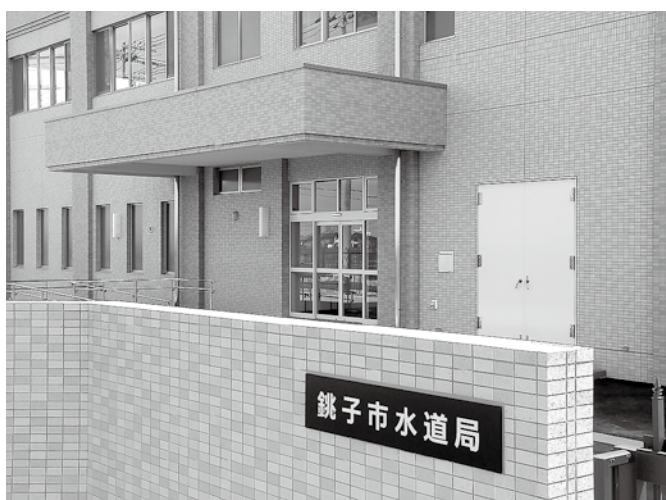
第35号

平成30年7月1日

銚子市水道局

入口

水道局が新庁舎に移転しました



内 容

水道局が新庁舎に移転……………	1 ページ
水道局新庁舎のご案内……………	2・3 ページ
平成 30 年度水道事業会計予算の概要 ……	4 ページ
水道事業 Q & A ……	5 ページ
水道水の水質検査結果……………	6 ページ
指定給水装置工事事業者名簿……………	7 ページ
水道利用加入金の改定 水道料金の取扱いは水道料金センターへ…	8 ページ

業務の効率化と災害緊急時の対応力の強化を図るため、水道事業(水道局)の主たる事務所が市役所庁舎 2 階から本城浄水場隣の水道局新庁舎に移転し、平成30年7月2日(月曜日)から業務を開始します。

なお、水道料金センター(中央町:富士薬品ビル3階)の所在地等の変更はありません。

水道局新庁舎のご案内

所在地 〒288-0831 銚子市本城町5丁目1496番地

業務時間 平日8時30分から17時15分まで

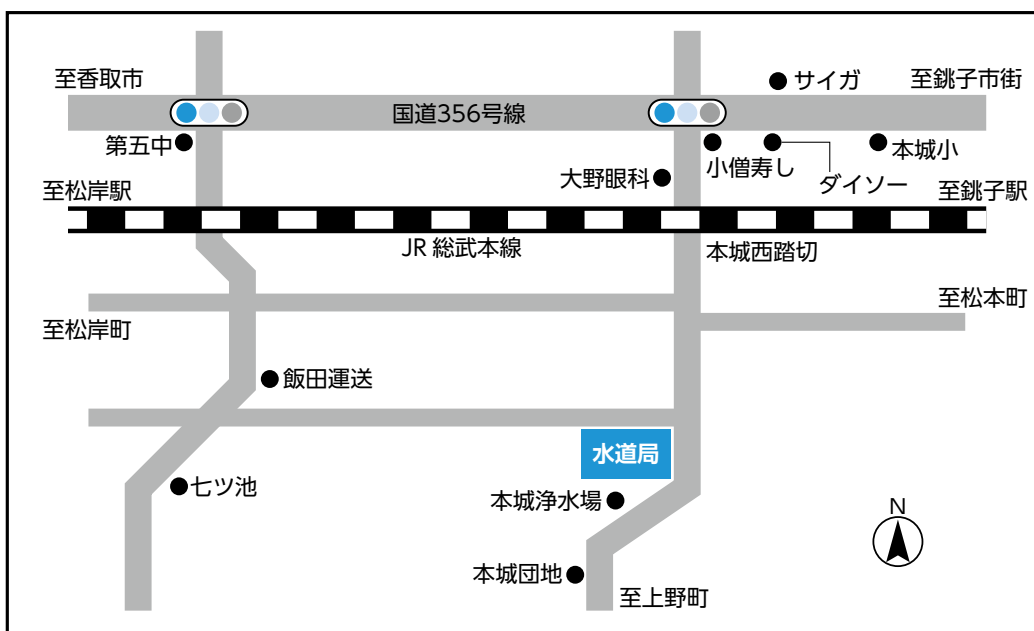
休業日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

電話番号 0479-22-8811（代表番号：音声ガイダンス）

業務内容

担当名		業務内容	直通電話番号
銚子市水道局	管理室	●水道局の庶務、出納、契約	0479-22-8810
	工務室	●給水装置工事の受付、相談 ●管網図、給水台帳の閲覧受付 ●道路上漏水、水の濁り（赤水等）の対応 ●配水管の設計施工、維持管理	0479-22-7783
	本城浄水場	●浄水場の運転管理 ●水源及び水道水の水質検査	0479-22-8815
銚子市水道料金センター （中央町9-30富士薬品ビル） 詳しくは8ページをご覧ください		●水道の使用開始、中止、使用者名義変更 ●水道メーターの検針 ●水道料金の収納、支払相談 ●インターネットによる使用開始等の手続	0479-30-3131

交通アクセス ・ JR 総武本線松岸駅から徒歩20分
・ 国道356号線小僧寿し前交差点から南へ600m



●水道局事務所は2階

1階 本城浄水場管理本館 (ポンプ場)	2階 銚子市水道局事務所
受変電室、自家発電室、※ポンプ室、※監視室、 浄水場運転管理業務受託会社事務室、資材倉庫、 休憩室、トイレ (男・女)、湯沸室 ※印は整備中 (平成32年4月供用開始予定)	事務室 (管理室、工務室、浄水場)、応接室、 第1会議室、第2会議室、書庫、備品倉庫、 トイレ (男・女)、多機能トイレ、湯沸室

●災害緊急時の拠点として市民の安心安全を確保

- ・直下型地震に耐える最新の耐震基準に適合した安全性の高い庁舎
- ・非常用発電装置を備えているため、停電時にもパソコンなど電子機器による情報収集や管網図等電子データを使用可能＝応急給水や配水管等の復旧作業に迅速に対応
- ・新庁舎の西側に整備する浄水池に災害時給水所を設置【平成32年4月供用開始予定】
- ・防災行政無線子局を設置、屋外スピーカーから防災緊急情報を放送【平成31年1月供用開始予定】
- ・救命救急用のAED (自動体外式除細動装置) を配備
- ・災害時の情報伝達に有効な公衆無線LANのアクセスポイントを設置

●施設見学に対応

- ・約50人を収容する第1会議室
- ・会議室に大画面モニターを設置



水道庁舎入口



2階 事務室入口



2階 第1会議室



2階 多機能トイレ

健全な事業経営を推進 平成30年度水道事業会計予算の概要

水道事業の予算は、水道事業を運営するための予算（収益的収支）と水道施設を整備するための予算（資本的収支）があります。

水道事業を運営するための予算は、水道料金を主な収入として、水道施設の減価償却費や受水費（東総広域水道企業団から水道水を購入する費用）、人件費、動力費（送水ポンプの電気料）、薬品費、借入金の支払利息などの費用で構成されています。

水道施設を整備するための予算は、浄水場の更新整備のほか、古くなった配水管やポンプ設備の更新などの支出を見込んでいます。支出に対して不足する額は、水道事業会計の自己資金を充てて対応します。

平成30年度の主な事業は、次のとおりです。

- 本城浄水場の浄水池築造
- 本城浄水場の場内配管整備
- 本城浄水場の送水ポンプ整備
- 本城浄水場の動力計装監視制御設備整備
- 水道局新庁舎に防災行政無線子局設置
- 新宿取水場の取水ポンプ更新
- 配水管の布設替
(天王台・潮見町・長塚町・野尻町・柴崎町・垣根町ほか)
- 送水管の布設（本城町）
- ガスクロマトグラフ質量分析計購入

水道事業を運営するための予算（収益的収支）

（単位：万円）



水道施設を整備するための予算（資本的収支）



水道メーターの検針にご協力ください

- メーターボックスの上に物を置かないでください
- 家の増改築などで、水道メーターが床下や屋内にならないように、検針しやすい場所に移してください
- 犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離してつないでおいてください
- メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください

水道についての質問と回答(Q&A)

■水道料金について

質問 水道料金の支払い方法は？

回答 水道料金については、2か月ごとに検針を行いその使用量に基づき料金を算出・請求します。送付する納入通知書（請求書）には支払期限が明記されていますので、期限内にお支払いください。納入期限までに納めていただけない場合、督促状を送付します。さらにお支払いが無い場合、あらかじめお知らせした上で、給水を停止することがあります。

お支払い方法

口座振替

お客様の預金口座から2か月に1回、自動引き落としによってお支払いいただく方法です。口座振替日は、検針月の翌月の10日（休日の場合は翌営業日）です。

納入通知書

納入通知書でお支払いいただく方法です。金融機関、コンビニ、水道料金センターの各窓口でお支払いできます。納入通知書の発送は、検針月の25日ごろ（休日の場合は直前営業日）です。

※クレジットカードでのお支払いはできません。

質問 水道料金のしくみはどうなっているの？

回答 水道料金は、使用量に応じ基本料金と従量料金の合計で計算します。（下表参照）

このうち、基本料金は水道メーターの口径によって変わり、メーター口径が25mmまでは2か月分の使用水量16㎡まで基本料金のみとなり、これを越えた分は従量料金を加えて計算します。

メーター口径が40mm以上の場合、使用水量1㎡から従量料金が発生し基本料金に加えて計算します。

〈水道料金表〉

基本料金表（2か月分・消費税抜き）

メーター口径	基本料金
13mm	1,860円
20mm	2,700円
25mm	4,000円
40mm	12,400円
50mm	22,600円
75mm	47,000円
100mm	77,000円
150mm	65,600円

従量料金表（2か月分・消費税抜き。一般用）

使用水量	従量料金（1㎡あたりの料金）		
	13・20・25mm	40・50mm	75・100・150mm
1㎡以上16㎡以下	0円		
16㎡を超え40㎡以下	155円	195円	255円
40㎡を超え200㎡以下	195円		
200㎡を超え600㎡以下	255円	255円	
600㎡を超え2,000㎡以下	315円	315円	315円
2,000㎡を超えるもの	355円	355円	355円

※上記により算定した料金に消費税額を加算した額を請求させていただきます。

※水道を使用しなくても、中止又は廃止の届出をしない場合は基本料金がかかります。

■手続きについて

質問 新たに水道を使用するときの手続きは？

回答 引っ越しなどにより新たに水道を使用するときは、必ず水道料金センターまでご連絡ください。給水開始の申し込みをせずに水道を使用することはできません。

お知らせいただく内容

- 水道を使用する住所（アパートなどの場合は、建物の名称と部屋番号）
- 使用者の氏名と連絡先（電話番号）
- 使用を開始する年月日

質問 水道の使用を止めるときの手続きは？

回答 引っ越しなどにより現在使用している水道を止めるときは、水道料金の精算が必要です。引っ越しの日程が決まりましたら、早めに水道料金センターまでご連絡ください。

引っ越しの日に検針を行い、料金を算出し、引っ越し先へ納入通知書（請求書）を送付します。また、現地で料金を精算することもできます。

お知らせいただく内容

- 水栓番号（お客さま番号）
- ※「使用量のお知らせ」に表示してあります。
- 使用していた住所と使用者氏名
- 引越日と引越先

質問 宅地内の水道工事（修理）の手続きは？

回答 各家庭における水道の新設・増設・変更・撤去・漏水の修理は、銚子市が指定する「指定給水装置工事事業者」に依頼してください。

水道水の水質検査結果についてお知らせします

水道局では定期的に水質検査を実施し、水道水が安全で良質なことを確認しています。

平成29年度水質検査結果 (平均値)

◆問い合わせ：水道局本城浄水場 ☎0479(22)8815

No.	項目名	単位	水質基準値	浄水 (本城浄水場内)	犬吠埼 (本城系管末)	猿田町 (企業団系管末)
1	一般細菌	個/mℓ	100以下	0	0	0
2	大腸菌	—	検出されないこと	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.003mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/ℓ	0.0005mg/ℓ以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
9	亜硝酸態窒素	mg/ℓ	0.04mg/ℓ以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/ℓ	10mg/ℓ以下	1.74	1.74	1.54
12	フッ素及びその化合物	mg/ℓ	0.8mg/ℓ以下	0.11	0.11	0.12
13	ホウ素及びその化合物	mg/ℓ	1.0mg/ℓ以下	0.05	0.05	0.05
14	四塩化炭素	mg/ℓ	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04mg/ℓ以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	mg/ℓ	0.6mg/ℓ以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満
22	クロロ酢酸	mg/ℓ	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	mg/ℓ	0.06mg/ℓ以下	0.001未満	0.002	0.004
24	ジクロロ酢酸	mg/ℓ	0.03mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
25	ジブromクロロメタン	mg/ℓ	0.1mg/ℓ以下	0.008	0.012	0.013
26	臭素酸	mg/ℓ	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	mg/ℓ	0.1mg/ℓ以下	0.015	0.026	0.032
28	トリクロロ酢酸	mg/ℓ	0.03mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
29	ブromジクロロメタン	mg/ℓ	0.03mg/ℓ以下	0.003	0.005	0.007
30	ブromホルム	mg/ℓ	0.09mg/ℓ以下	0.004	0.007	0.008
31	ホルムアルデヒド	mg/ℓ	0.08mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
32	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	1.0mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/ℓ	0.2mg/ℓ以下	0.04	0.04	0.02
34	鉄及びその化合物	mg/ℓ	0.3mg/ℓ以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35	銅及びその化合物	mg/ℓ	1.0mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/ℓ	200mg/ℓ以下	29.8	28.1	26.5
37	マンガン及びその化合物	mg/ℓ	0.05mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
38	塩化物イオン	mg/ℓ	200mg/ℓ以下	41.2	40.9	42.1
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/ℓ	300mg/ℓ以下	75.0	75.6	76.1
40	蒸発残留物	mg/ℓ	500mg/ℓ以下	210	217	223
41	陰イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	mg/ℓ	0.00001 mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/ℓ	0.00001 mg/ℓ以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	mg/ℓ	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類	mg/ℓ	0.005mg/ℓ以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/ℓ	3mg/ℓ以下	1.0	1.1	0.7
47	pH値	—	5.8以上8.6以下	7.3	7.3	7.5
48	味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5度以下	1.0未満	1.0未満	1.0未満
51	濁度	度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
52	残留塩素	mg/ℓ	0.1mg/ℓ以上	0.9	0.5	0.4

○放射性物質の測定について

福島第一原子力発電所の事故による水道水への放射能の影響については、銚子市水道局本城浄水場及び東総広域水道企業団笹川浄水場において、定期的に放射性物質の測定を実施していますが、測定結果は毎回不検出で国が示した基準値 (10ベクレル/Kg) 以下となっています。

※ 企業団系とは東総広域水道企業団笹川浄水場から浄水を受水している水です。

※ 表中の「〇〇未満」表示は定量限界値です。

※ 52の残留塩素は水質基準ではありませんが、水道法施行規則で衛生上必要な措置として定められています。

◆より詳しい検査結果を水道局ホームページに掲載しています。

>>> 銚子市指定給水装置工事事業者 <<<

※市内業者のみ掲載しています。
(全事業者名は水道局ホームページに掲載)

事業者名	所在地	電話番号	事業者名	所在地	電話番号
(株)野口工業	新地町 1489	22-0043	伊藤水道(株)	長塚町 5-2787	23-0362
(有)辻電業社	唐子町 33-5	22-2147	(有)コーチ設備	上野町 241-12	25-8533
(株)藤本設備	栄町 1-1456	22-1207	石毛商事(株)	芦崎町 371	33-2335
(株)中根工務店	長塚町 3-258-2	24-7511	川口住設工業	松岸町 3-329-1	24-2527
(株)シラト設備	新生町 2-22-4	24-4123	外川燃料設備	榊町 3440-6	24-2292
和光設備(株)	東芝町 1-7	23-3245	常盤燃料	植松町 2205	23-6107
(株)嘉平屋設備	芦崎町 116	33-0068	(有)コバヤシ	松岸町 1-94	25-6741
(有)大川水道設備	川口町 2-6397	22-3572	下谷設備	小浜町 1698	23-8541
清永建設(株)	桜井町 472	30-1919	(株)飯田富蔵商店	陣屋町 4-11	22-1714
(有)山平商店	高田町 3-774	33-0029	銚子簡易ガス事業協同組合	唐子町 371-30	23-5711
銚子燃料(株)	松岸町 3-383	22-0961	(有)節工業	黒生町 7353-3	25-6772
(有)沼橋管工設備	高神西町 548	23-2588	保立電気店	内浜町 1548	22-5893
(有)三東建設	大橋町 15-5	23-6450	宮銀水道設備	新生町 1-122	22-0007
小原設備	春日町 3138-6	22-4833	建築工業	長塚町 4-933-3	24-9546
明成設備(株)	和田町 6-1	22-1011			

平成 30 年 7 月 1 日現在

◎ ご家庭の水道工事は、銚子市指定給水装置工事事業者にご相談ください。

水道利用加入金の改定

水道利用加入金は、水道を新しくひかれる方や水道メーターの口径を大きくする方に、口径に応じた額をご負担いただく制度です。

水道メーターの口径を変更する場合の加入金は、新旧口径の差額となります。

今回の改定により、すでに取り付けている13ミリメートルの水道メーターを20ミリメートルに増口径する場合は、差額のご負担なしで水道メーターの取り換えができます。

※工事代金が別途かかります。指定工事事業者にご相談ください。

水道メーターの口径	水道利用加入金の額(税抜)	
	改正前	改定後
13ミリメートル	45,000円	98,000円
20ミリメートル	98,000円	同左
25ミリメートル	190,000円	同左
40ミリメートル	591,000円	同左
50ミリメートル	1,100,000円	同左
75ミリメートル	2,550,000円	同左
100ミリメートル	4,920,000円	同左
150ミリメートル	14,745,000円	同左

※平成 30 年 4 月 1 日以後の給水装置工事申込み分から適用

水道料金の取り扱いや、水道の使用開始・中止の申し込みは これまでどおり 銚子市水道料金センターへ

水道局では、水道料金の収納業務や水道メーターの検針業務などを民間会社（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）に委託しています。

水道料金センターの 取り扱い業務内容

- 水道メーターの検針業務
- 窓口および電話等による水道の使用開始や中止などの届出受付業務
- 水道の使用開始、中止に伴う現地での開閉栓業務
- 料金に関する納入通知書の作成、発送業務
- 水道料金および下水道使用料の収納業務
- 未納水道料金等に関する督促業務
- インターネットによる水道の使用開始や使用中止などの届出受付業務（銚子市水道局のホームページにリンクした受託会社の届出専用ページにて受付します。）

携帯電話からは、携帯版のQRコードをご利用ください。



コンビニでもお支払いができます
仕事などの都合で、金融機関等でのお支払いができない場合は、コンビニでのお支払いが便利です。全国の取扱コンビニで休日、夜間でもお支払いが可能です。

お支払い方法など

- ・コンビニのレジに納入通知書を提示し、現金でお支払いください。
 - ・お支払いは、納入通知書に記載された納入期限までにお願ひします。
 - ・汚れ等により、バーコードの読み取りができないものは、コンビニでのお取り扱いができませんので、収納取扱金融機関または水道料金センターでお支払いください。
- ※口座振替をご利用のお客様には、納入通知書の送付はしていません。

取扱コンビニ店

セブンイレブン	ローソン
ファミリーマート	デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリーストア	サークルK
サンクス	ミニストップ
セイコーマート	生活彩家
セーブオン	ポプラ
コミュニティストア	
MMK (マルチメディアキオスク)	設置店

銚子市水道料金センター

(ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 銚子営業所)

銚子市中央町9-30 富士薬品ビル3階

電話 0479 (30)3131 FAX 0479(30)3133

●営業時間

平日/午前8時30分～午後6時 土曜/午前8時30分～正午

日曜、祝日、年末年始は休業します

※水道の使用開始、引っ越しによる中止精算については、電話、パソコン、スマートフォン等にて、開閉栓希望日の前営業日までに、水道料金センターへお申し込みください。

●身分証明書の携帯

水道料金センターの職員（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社の社員・検針員）は、銚子市水道局が交付する身分証明書を必ず携帯していますので、ご不審の場合は身分証明書の提示を求めるか、水道料金センターまでお問い合わせください。

